

記載例③

転勤→特別徴収継続の場合

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿		所在地	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地										特別徴収義務者 指定番号	99999				
令和5年11月4日提出		フリガナ	マルマルショウジ (カ)										宛名番号	123456-7				
		氏名又は名称	〇〇商事株式会社										担当 当絡 者先	所属 氏名	経理課 小堤 次郎			
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	電話	029-292-1111 内線 (999)	
		フリガナ	イバラキ ハナコ										特別徴収義務者 指定番号		99999			
		氏名	茨城 花子 旧姓 (千葉)										宛名番号		123456-7			
		生年月日	昭和33年3月3日										所属 氏名		経理課 小堤 次郎			
		個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	電話		029-292-1111 内線 (999)	
		受給者番号											特別徴収義務者 指定番号		99999			
		異動後の住所	72,000 円										特別徴収義務者 指定番号		99999			
		特別徴収税額 (年税額)	30,000 円										特別徴収義務者 指定番号		99999			
		徴収済額	42,000 円										特別徴収義務者 指定番号		99999			
		未徴収税額 (ア) - (イ)											特別徴収義務者 指定番号		99999			
		異動年月日	5年 2月 10日										特別徴収義務者 指定番号		99999			
		異動の事由	1. 退職・長欠 2. 死亡 3. 支払少額・不定期										特別徴収義務者 指定番号		99999			
		異動後の未徴収 税額の徴収方法	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収										特別徴収義務者 指定番号		99999			

指定番号は市町村ごと
で異なります。

特別徴収税額通知書の
「摘要」に記載の数字を
必ず記入してください。

記載内容について応答
できる方の連絡先を記
入してください。

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、
「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

新しい会社で特別徴収を開始する月(11月)とその月割額
を記載します。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4										新しい勤務先へは、月割額 6,000 円を						
		所在地	〒283-0000 千葉県東金市〇〇〇〇番地										11 月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。						
		フリガナ	マルマルショウジ チバシテン										受給者番号						
		氏名又は名称	〇〇商事 千葉支店										担当 者先		所属 氏名		東西 太郎		
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	電話		1234-56-7890 内線 (123)	
		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1										1. 必要 2. 不要						

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合		理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、	
		理由	2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日	円	〇 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合		理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村記入欄	
		理由	2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
		理由	3. 死亡による退職であるため			

【提出先】〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ